



## 森林環境税

県民税均等割額に次の額を上乗せ（超過課税）しています。

### 個人

# 年額 500円

- 県内に住所がある方
- 県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている方

### 法人

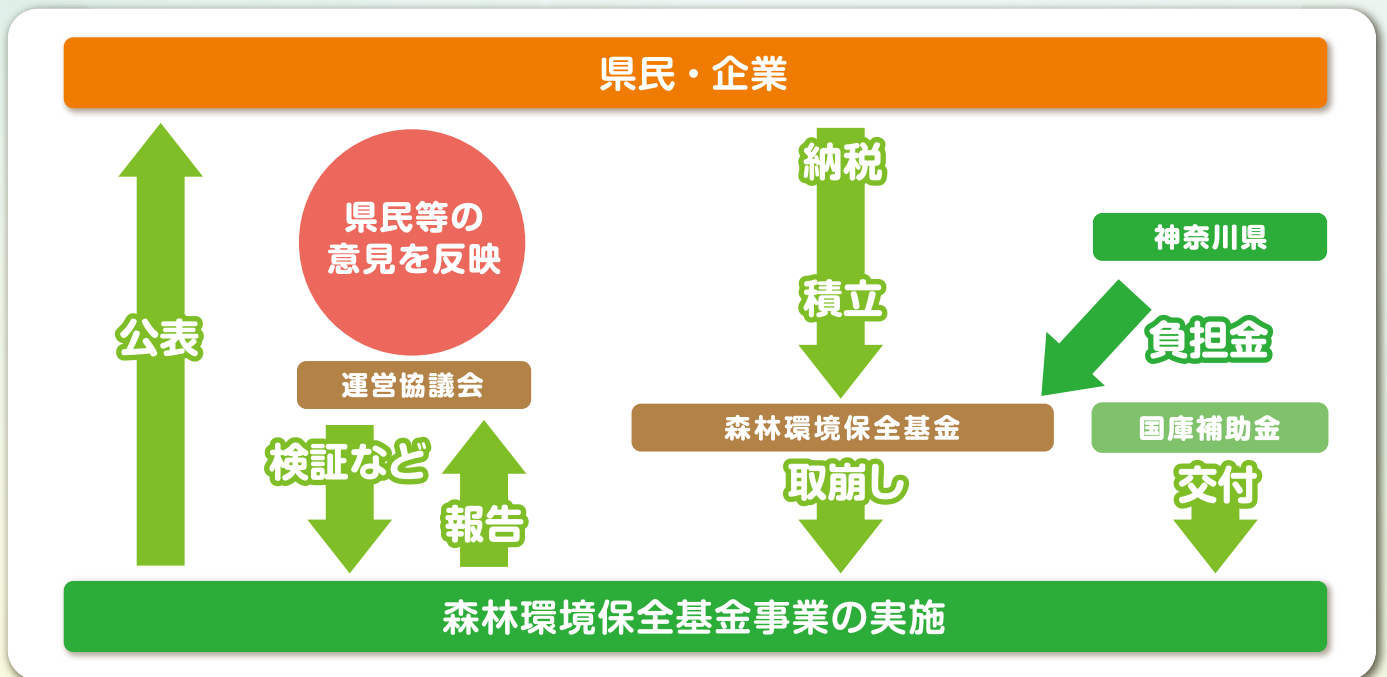
# 均等割額の5%

- 県内に事務所、事業所、寮等をもっている法人等



## 森林環境税の仕組み

森林環境税による事業は下図の流れで実施しています。



- 個人の方については個人県民税として、法人等については法人県民税として徴収します。
- 森林環境税による税収は、森林環境保全基金へ積み立て、使い道の透明性を確保します。
- 運営協議会を設置し、事業の検証などを行い、県民の皆様の意見を反映する仕組みとしています。



## お問い合わせ

### 事業の内容などについて

山梨県林政部森林政策課…………… 055-223-1642  
 中北林務環境事務所…………… 0551-23-3089  
 峡東林務環境事務所…………… 0553-20-2722

峡南林務環境事務所…………… 055-240-4168  
 富士・東部林務環境事務所…………… 0554-45-7813

### 税の仕組みについて

山梨県総務部税務課…………… 055-223-1386

県税 やまなし森づくり

検索



この印刷紙には、山梨の森林認証材が活用されています。  
 森林環境保護・水質保全等の支援に役立てられます。

